

FinTech に関連した 規制上の取り組み

～「我々はどこから来たのか、我々は何者か、
我々はどこへ行くのか」※～

金融調査部 横山 淳

要 約

いわゆる“FinTech”と呼ばれる金融技術革新について、各国当局・中央銀行が高い関心を寄せている。自国の金融業の発展の観点からは、FinTechのもたらす金融イノベーションを促進する必要がある一方、マネー・ローンダリングなど規制上の問題も浮上している。わが国では、仮想通貨交換所の破綻事案を受け、利用者保護の枠組みの整備も重要な課題となっている。

そのような中、2016年5月、銀行等による金融関連IT企業等への出資の容易化（銀行法）や、仮想通貨交換業に係る制度整備（資金決済法）などを盛り込んだ銀行法等改正法が成立した。今後、実施に向けて、細則を定める政令・府令・ガイドラインなどの整備が進められるものと思われる。

銀行法等改正法は、FinTechを巡る制度整備の重要な一歩となるだろう。しかし、これで必要な制度が全て整うわけではない。むしろ、AIの活用や業務のアンバンドリング化など、FinTechに関連した規制上の取り組みを巡る議論は、これから本格化すると考えるべきだろう。その際には、変えてはならないもの（規制の目的・趣旨・精神）と、変わるべきもの（実現するための手段・手法・手続き）を整理して議論する必要があると考えられる。

目 次

- 1章 FinTechと規制当局のこれまでの取り組み
- 2章 銀行法等改正法
- 3章 今後の課題・論点

※ P. Gauguin “D'où venons-nous ? Que sommes-nous ? Où allons-nous ?” (1897)

1章 FinTech と規制当局のこれまでの取り組み

1. はじめに

いわゆる“FinTech”と呼ばれる金融技術革新について、各国当局・中央銀行が高い関心を寄せている。

例えば、英国では2014年、オズボーン財務大臣がスピーチの中で「政府の適切な後押しにより、ロンドンをFinTech分野での世界の首都とすることができる」と信じている。(And with the right backing from government, I believe we can make London the Fin Tech capital of the world.)と述べた¹。これを受けて、貿易投資総省(UK Trade and Investment: UKTI)²、金融規制当局である金融行為規制機構(Financial Conduct Authority: FCA)³、中央銀行であるイングランド銀行(Bank of England)⁴などが検討や取り組みを進めている。

また、米国では、証券・市場規制当局である米国証券取引委員会(Securities and Exchange

Commission: SEC)のスタイン委員が、スピーチの中で、FinTechが、資本市場に発展をもたらすであろうことを認めつつ、(規制当局として)今後、起こるであろうことに先回りして対処する必要があると指摘している⁵。

もっとも、関心の高さとは裏腹に、いわゆるFinTechの定義に、いまだ確たるものは定着していない。一般には、「金融(Finance)と技術(Technology)」を掛け合わせた造語であり、主に、ITを活用した革新的な金融サービス事業を指す⁶と説明されることが多い。その代表例としては、例えば、「ブロックチェーン(Blockchain)」⁷「ロボ・アドバイザー(Robo Advisors)」⁸「ピア・ツー・ピア・レンディング(peer to peer lending, P to P lending)」⁹「クラウドファンディング(crowdfunding)」¹⁰などが挙げられるようだ。しかし、これらは、あくまでも現時点での代表例であって、いわゆるFinTechが、これらに限られると考えるべきではないだろう。

むしろ、“FinTech”という言葉のみが先行し、その中身がよく見えないという状況が、一面において、金融の世界に大きな変革・イノベーション

1) Gov.UK サイト (<https://www.gov.uk/government/speeches/chancellor-on-developing-fintech>)

2) UKTI (2014) など参照

3) FCA ウェブサイト (<https://www.the-fca.org.uk/firms/project-innovate-innovation-hub>) など参照

4) BOE (2014) など参照

5) SEC (2015)

6) 金融審議会 (2015b) p.2 脚注1

7) 一般に、「取引履歴を暗号技術によって過去から1本の鎖のようにつなげ、ある取引について改竄を行うためには、それより新しい取引について全て改竄していく必要がある仕組みとすることで、正確な取引履歴を維持しようとする技術」(金融審議会 (2015b) p.5 脚注7) と説明される。現在、例えば、「仮想通貨」などに用いられているが、その応用範囲は広いと言われている(平成27年11月16日開催 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」(第4回) 議事録 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kessai_wg/gijiroku/20151116.html))、沖田貴史委員発言、藤了委員発言、宮野雅志委員発言など参照。

8) 一般に、コンピューター・ネットワーク、人工知能、携帯端末などを利用して、自動で、投資助言、資金運用、フィナンシャル・プランニングなどを提供するサービスを指すことが多いようだ。

9) 一般に、コンピューター・ネットワークなどを利用して、最終的な貸し手と借り手(例えば、個人同士)を結び付けて行う金銭貸借など(またはその仲介サービス)を指すことが多いようだ。

10) 一般に、「新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者から少額ずつ資金を集める仕組み」(金融審議会 (2013) p.2) と説明される。わが国においても、いわゆる投資型クラウドファンディングに関する金融商品取引法およびその関連法令の整備が2014~15年に行われた(2015年5月29日施行)。もっとも、私見だが、FinTechのコンテキストでクラウドファンディングが取り上げられる場合は、「ピア・ツー・ピア・レンディング」なども含む、より広義の概念として論じられることが多いように感じられる。

をもたらすかもしれないという「可能性」を感じさせると同時に、とんでもない「怪物」が生まれるかもしれないという「薄気味の悪さ」も感じさせているように、筆者には思われる。

このことは、規制当局が、自国の金融業の発展という観点からは、FinTech のもたらす金融イノベーションを促進することが求められると同時に、その生み出す「怪物」を、迅速かつ適切に規制・規律の網で捉えることも求められるという、難しい対応を迫られることを意味する。

実際、例えば、仮想通貨を巡っては、その普及に伴い、次のような問題が浮かび上がっている。

- (a) マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の国際的な要請
- (b) 国内における仮想通貨の交換所の破綻事案の発生

(a) については、仮想通貨が「その移転が迅速かつ容易であること、匿名での利用が可能であること等から、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが国際的に指摘されている」¹¹ ことから、2015年6月のG7エルマウ・サミット首脳宣言でも「仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる」¹² ことが掲げられていた。

加えて同月、FATF (The Financial Action Task Force: 金融活動作業部会)¹³ からガイダン

ス (“GUIDANCE FOR A RISK-BASED APPROACH VIRTUAL CURRENCIES”) が公表され、「各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所 (exchanger) に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認や疑わしい取引の届出、記録保存の義務等のマネロン・テロ資金供与規制を課すべき」¹⁴ ことなどが求められた。

これを踏まえて、2016年5月のG7伊勢志摩サミット、G7財務大臣・中央銀行総裁会議 (仙台) でも、次のような行動計画が採択されている。

仮想通貨やプリペイドカード等の新たな決済手段への適用を含め、現在の報告並びに顧客の身元確認及び照合の敷居値が、テロリストによる濫用から国際金融システムを保護するに十分であるかどうかを共同で評価。

(出所) テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画 (仮訳)。外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160500.pdf>)

すべてのG7各国が、仮想通貨やプリペイドカード等の新しい決済手段にFATF基準を適用する、または適用に取り組むことを確認し、FATF加盟国間で新たな決済手段に関するこれらの基準の実施を推奨するようFATFと協働する。

(出所) テロ資金対策に関するG7行動計画 (仮訳) (2016年5月21日)。財務省ウェブサイト (http://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g7/)

11) 金融審議会 (2015b) p.26

12) 外務省ウェブサイト (http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html) の仮訳による。

13) マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するために設置された政府間の枠組み (inter-governmental body)。FATFの勧告は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策のグローバル基準と認識されている。JAFICウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/kokutop.htm>)、2015年11月16日開催 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」(第4回) 資料1「事務局説明資料」p.1など参照。

14) 金融審議会 (2015b) p.27

cy2016/g7_160521.htm)

(b) は、次のような事案が背景にある¹⁵⁾。

平成 26 年、我が国において、取引量において当時世界最大規模の「仮想通貨」と法定通貨の交換所を営んでいた業者が破たんするという事案が発生している。同社の破産手続等を通じ、同社は債務超過に陥っていたことが明らかになっているほか、破産手続開始時点で、同社が顧客から預っていた資金やビットコインに対して、実際に保有する資金やビットコインが大幅に過小となっていたことが明らかになっている。また、破たんに至ったこととの関係で、同社代表者に対し、預かった資産の着服等の容疑も生じている。

(出所) 金融審議会 (2015b) p.27

すなわち、わが国で、こうした仮想通貨交換所の破綻事案が発生し、内外の利用者に被害が生じたこと¹⁶⁾を受け、「利用者保護の観点からの制度的な枠組み」¹⁷⁾の構築が重要な課題となったのである。

2. 金融庁の取り組み

1) 金融審議会

金融審議会は、2014 年 9 月の大臣諮問を受け、「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」(決済高度化 S G)を設置した。決済高度化 S G においては、主に決済サービスや決済インフ

ラなどを中心に議論が行われたが、その中で、決済を軸とした銀行業務のイノベーションという文脈の中で FinTech についても検討が行われた。

決済高度化 S G は、2015 年 4 月に「中間整理」を取りまとめた。ここで取り上げられた論点については、「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」と「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」において、さらに議論が進められ、同年 12 月に次の報告書が取りまとめられた。

○金融審議会 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～(平成 27 年 12 月 22 日) (以下、金融グループ制度 WG 報告)

○金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～(平成 27 年 12 月 22 日) (以下、決済高度化 WG 報告)

2) 金融行政方針

2015 年 9 月、金融庁は「平成 27 事務年度金融行政方針」を策定した。この中で、金融庁は具体的重点施策の一つとして、「FinTech への対応」を掲げている。すなわち、FinTech を活用した動きの拡大の一方、欧米と比較して対応が遅れている現状を踏まえて、次のような方針を示している。

¹⁵⁾ 事案の詳細については、2015 年 11 月 16 日開催 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」(第 4 回)資料 1「事務局説明資料」p.3「MT GOX の事案について」なども参照。

¹⁶⁾ 被害者の多くは外国人であったもようである。平成 27 年 11 月 16 日開催 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」(第 4 回)議事録、佐藤総務企画局信用制度参事官発言など参照。

¹⁷⁾ 金融審議会 (2015b) p.27

我が国が、FinTechの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、海外事例の調査や内外の担い手との対話等を通じてFinTechの動向を出来る限り先取りして把握していく。その上で、利用者保護等の金融行政上の課題と両立させつつ、将来の金融業・市場の発展と顧客利便性の向上につなげていくとともに、内外の専門家の知見を積極的に活用し、技術革新が我が国経済・金融の発展につながるような環境を整備する。

(出所) 金融庁(2015) p.27

3) FinTech サポートデスク

金融庁は、「平成27事務年度 金融行政方針」を踏まえて、2015年12月、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口として「FinTechサポートデスク」を設置した。「FinTechサポートデスク」では、FinTechをはじめとする様々なイノベーションを伴う事業についての相談・意見・要望・提案などが受け付けられている¹⁸。

4) 銀行法等改正法

前述の金融グループ制度WG報告および決済高度化WG報告の提言のうち、法律改正が必要な事項を手当てするための法律案が、2016年3月、第190回(通常)国会に提出され、5月25日に成立した。それが、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」である。詳細については、第2章で紹介する。

5) その他

その他にも、2016年4月には、FinTechベンチャー企業の登場・成長を進める環境の整備などを議論する「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」が設置されるなど、さらなる議論が続けられている。詳細については、第3章第1節で紹介する。

3. わが国におけるその他の取り組み

金融庁以外の機関においても、FinTechに関する検討が進められている。ここでは、その代表的なものを紹介する。ただ、現時点では、各機関での検討が、相互に有機的に連携して行われているようには見えないように感じられる。この点も、今後の課題となり得るだろう。

1) 「日本再興戦略2016」

2016年6月、政府は、「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」を閣議決定した。この中でも「FinTechをめぐる戦略的対応」が掲げられている¹⁹。

2) 経済産業省

経済産業省は、「産業・金融・ITを融合したイノベーションや新たな産業、資金の流れが生み出される仕組みについて、世界の動きを把握しながら議論を行い、政策上の課題や対応策を検討する」²⁰観点から、2015年10月に「経済・金融・IT融合に関する研究会(FinTech研究会)」をスタートさせた。2016年3月には、これまでの議論を整理した「産業・金融・IT融合に関する

18) 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151214-2.html>) 参照。

19) 「日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて—」pp.157-158

20) 経済産業省(2015)

研究会 (FinTech 研究会) 発言集」、同 4 月には「産業・金融・IT 融合 (FinTech) に関する参考データ集」を取りまとめている。

3) 日本銀行

FinTech に対しては、中央銀行も関心を示している。わが国でも、日本銀行が、「IT を活用した金融の高度化に関するワークショップ」などで議論として取り上げているほか²¹、2016 年 4 月には、その取り組みを強化していくため、「FinTech センター」を設立している²²。

4) 日本取引所グループ (JPX)

取引所も、FinTech、特に証券決済の観点からブロックチェーン技術に対して関心を示している。わが国でも、日本取引所グループ (JPX) が、2016 年 2 月、「ブロックチェーン技術に関する実証実験の開始について」を公表している²³。

2章 銀行法等改正法

1. 概要

2016 年 5 月 25 日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」²⁴ (以下、銀行法等改正法) が参議院本会議で可決され、成立した。公布は 6 月 3 日である²⁵。

銀行法等改正法は、前述の金融審議会ワーキング・グループの報告などを踏まえて、銀行法、資金決済に関する法律 (以下、資金決済法) などの

改正を行うものである。特に、FinTech への対応を念頭に置いた改正内容が盛り込まれている点で、社会的な関心も高い法律である。

銀行法等改正法の内容は多岐にわたるが、主なポイントをまとめると次の通りである。

1. 金融グループにおける経営管理の充実 (銀行持株会社の機能の明確化)
2. 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化
 - (1) 持株会社による共通・重複業務の執行 (銀行持株会社の業務範囲)
 - (2) 子会社への業務集約の容易化 (業務委託先管理義務の見直し)
 - (3) グループ内の資金融通の容易化 (アームズ・レンダス・ルールの緩和)
3. IT の進展に伴う技術革新への対応
 - (1) 金融関連 IT 企業等への出資の容易化 (いわゆる 5% ルールの緩和)
 - (2) 決済関連事務等の受託の容易化
 - (3) IC チップを利用した前払式支払手段 (プリペイドカード) における表示義務の履行方法の合理化など
 - (4) 前払式支払手段発行者 (プリペイドカードの発行者) の苦情処理体制の整備
4. 仮想通貨への対応 (仮想通貨交換業に係る制度整備)

本稿では、その中でも、特に FinTech に関連が深いと考えられる「金融関連 IT 企業等への出資

21) 日本銀行金融機構局金融高度化センター (2015)

22) 日本銀行ウェブサイト (<https://www.boj.or.jp/paym/fintech/index.htm/>)

23) JPX ウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/corporate/news-releases/0010/20160216-01.html>)

24) 金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>) 参照。

25) 平成 28 年 6 月 3 日付官報号外第 123 号に掲載されている (法律第 62 号)。

の容易化（いわゆる5%ルールの特化）」と「仮想通貨への対応（仮想通貨交換業に係る制度整備）」を紹介する。

2. 銀行等の議決権保有規制（5%ルール）の特化

1) 銀行等の子会社の範囲規制、議決権保有規制（いわゆる5%ルール）見直しの概要（全体像）

(1) 規制の枠組みは維持

銀行法等改正法の下でも、銀行等に対する、改正前の子会社の範囲規制や議決権保有規制（5%ルール）の枠組みそのものは維持されている。

ここでいう銀行の子会社²⁶の範囲規制とは、銀行は、法令が定める一定の会社（子会社対象会社）以外の会社を子会社としてはならない、という規制である（銀行法16条の2第1項）。また、銀行等の議決権保有規制（いわゆる5%ルール）とは、銀行とその子会社が、他の国内会社（他の銀行、有価証券関連業等を専ら営む金融商品取引業者、保険会社などを除く）の議決権を合算して5%を超えて取得・保有することを、原則、禁止するという規制である（改正前の銀行法16条の3第1項、銀行法等改正法による改正後は、同16条の4第1項）。これらは、一般に、「銀行経営の健全性確保の観点から銀行に他業禁止が課されている趣旨の徹底を図るとともに、銀行の子会社の範囲制限が逸脱されることを回避するため」²⁷の規制と説明されている。

(2) 銀行法等改正法による改正点（例外規定の特化）

銀行法等改正法は、前記(1)の前提を踏まえた上で、次のような見直しを行っている。いずれも子会社の範囲規制や議決権保有規制（5%ルール）の例外規定を特化するものである（規制特化）。

- ①あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けることを要件に、銀行が、金融関連IT企業等について、5%を超える議決権を取得・保有することを認める（子会社化も可能）。
- ②銀行が子会社とすることができる「従属業務」を営む会社について、「従属業務」を営んでいるかどうかを判定する基準を見直す。

①は、いわゆるFinTechに対応して、銀行による金融関連IT企業等への出資を容易化するものと説明されている。②は、「従属業務」を営む会社に求められる収入依存度規制（現行、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要）を特化し、子会社が（グループ外からの）システム管理などの業務を受託することを容易にすることが想定されている²⁸。

本稿では、①について説明する。

(3) 銀行持株会社

銀行持株会社に対しても、銀行とほぼ同様の子会社の範囲規制、議決権保有規制が課されている。ただし、議決権保有規制について、銀行持株会社とその子会社が合算して取得・保有できる議決権の上限は、（5%ではなく）15%と定められてい

26) 銀行法上、「子会社」は「会社とその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう」（いわゆる議決権の過半数保有基準）と定義されている（銀行法2条8項）。

27) 木下（1999）p.210

28) 金融庁（2016）p.5など参照

る（銀行法 52 条の 24）。

銀行持株会社の子会社の範囲規制、議決権保有制限についても、銀行（とその子会社）に準じた見直しが行われている（改正後の銀行法 52 条の 23、52 条の 24）。ただ、本稿では、便宜上、特に断らない限り、銀行（とその子会社）を前提に説明する²⁹。

2) 金融関連 IT 企業への出資

(1) 改正のポイントとその背景

銀行法等改正法は、銀行による金融関連 IT 企業等への出資を容易にするため、銀行等が子会社とすることができる会社の範囲を拡大し、議決権保有規制の例外を認めることとしている。ポイントをまとめると次の通りである（詳細は（2）以下を参照）。

○銀行又は銀行持株会社について、次の出資を認める。

- 金融関連 IT 企業等（「情報通信技術その他の技術を活用した銀行業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」）を子会社とすること
- 金融関連 IT 企業等の議決権について、基準議決権数（銀行：5%、銀行持株会社：15%）を超える議決権を取得・保有すること

○前記の基準議決権数を超える議決権の取得等には、原則として、あらかじめ、内閣総

理大臣の認可が必要である。

これは、近年のいわゆる FinTech の動きに対応するものと説明されている。金融グループ制度WG 報告では、次のようなケースを念頭において、金融グループによる金融関連 IT 企業等への出資を通じ、IT の革新の成果を銀行業務に取り込むことを意図しているようだ³⁰。

◇決済関連の IT 企業などへの出資・買収を通じ、例えば、スマートフォンを用いた新たな決済サービスや携帯電話番号等を用いた送金サービスなど、自身の金融サービスを拡充

◇いわゆる EC モール（電子商取引市場）運営会社への出資等を通じ、例えば、EC モールに集約された商流情報を融資審査等に活用するなどにより、新たな金融サービスを提供

もちろん、これらの金融関連 IT 企業等の中には、改正前の法令の下でも、その営む業務が、例えば、「従属業務」（銀行等の営む業務に従属する業務、銀行法 16 条の 2 第 2 項 1 号）や「金融関連業務」（銀行業務等に付随又は関連する業務、同 16 条の 2 第 2 項 2 号）に該当し、銀行による子会社化や、議決権保有規制を超える出資が容認される場合もあり得る（同 16 条の 2 第 1 項 11 号など）。しかし、技術革新が急速に進む中で、「その成果がどのような分野で活用されていくか、十

29) 協同組織金融機関についても、同様の規制が設けられている。ただし、議決権保有規制は、合算して取得・保有できる議決権の上限が、（5%ではなく）10%（農林中央金庫法 73 条、信用金庫法 54 条の 22 など）。銀行法等改正法では、協同組織金融機関についても同様の見直しがなされているが（農林中央金庫法 72 条 1 項 9 号の 3、信用金庫法 54 条の 23 第 1 項 11 号の 3 など）、本稿では取り上げない。

30) 金融審議会（2015a）p.12

分な確実性をもって見込めない」³¹ 段階で戦略的な出資を行う必要があることも想定される。また、従来、銀行業務との関連性は乏しいと考えられてきた分野が、実は「銀行業との間で強い親近性を有し、銀行業と組み合わせることで、利用者利便の高い金融サービスの提供につながることを期待される」³² ようになることもあり得る。

そこで、金融グループ制度WG報告は、「金融グループが行うことができる業務を法令上、予め全て列挙しておくのではなく、それらに加えて、将来的に様々な展開が予想される中で、より柔軟に業務展開ができるような枠組みを設けることが考えられる」³³ とした上で、具体的には、当局による「認可を受けて、『銀行が提供するサービスの向上に資する業務又はその可能性のある業務』を行うための子会社等への出資を行うこと」³⁴ を可能とするように提言した。

つまり、将来の技術革新等がどのように進展するのか予測困難な中で、銀行が子会社化したり、議決権保有規制を超える出資を行ったりすることができる金融関連IT企業等の業務の範囲を、あらかじめ厳格に定めておくのでは難しい。そこで、法令上、対象となる業務の範囲については、広範な企業が含まれ得るように緩やかに定めた上で、申請を受けた当局が個別案件ごとに、適切か否かを審査するということであろう。

銀行法等改正法は、この提言に沿って、銀行法の改正を行うものである。

(2) 銀行の子会社の範囲

銀行法等改正法は、銀行が子会社とすることが

できる会社として、新たに次のものを追加している(改正後の銀行法16条の2第1項12号の3)。

情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

対象となる企業について、「情報通信技術その他の技術を活用」「銀行業の高度化」「利用者の利便の向上」といった要件は定められているものの、いずれも、その内容は一義的に定まるものではない。加えて、これらに「資する業務」だけではなく、「資すると見込まれる業務」(下線太字は筆者)でも許容される。その結果、理論上、かなり広範な業務を営む会社が、対象として含まれ得るものと考えられる。

その代わり、後述(3)のように、これらの会社に対する出資に当たっては、銀行が、その子会社と合算して5%を超える議決権を取得・保有しようとする段階(子会社化の段階ではなく)で、あらかじめ内閣総理大臣による認可を受けることが求められている。つまり、当局による個別のチェックを通じて、銀行が子会社とする会社(あるいは5%超の議決権を取得・保有する会社)の範囲が、不適切に拡大しないような制度設計となっている。

(3) 議決権保有制限(5%ルール)

前記(2)で、銀行が子会社とすることができる会社として、新たに追加された金融関連IT企

31) 金融審議会(2015a)p.12

32) 金融審議会(2015a)p.13

33) 金融審議会(2015a)p.13

34) 金融審議会(2015a)p.13

業等は、同時に、議決権保有規制（5%ルール）の適用除外の対象にも追加されている（改正後の銀行法16条の4第1項）。

すなわち、銀行は、前記（2）の「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社」の議決権について、5%を超えて取得・保有することが認められることとなる。ただし、内閣総理大臣の認可を受けることが要件となる。

（4）個別認可

銀行が、その子会社と合算して、前記（2）の金融関連IT企業等について、基準議決権数（5%）を超える議決権を取得、保有しようとするときは、原則として、**あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けることが義務付けられている**（改正後の銀行法16条の2第7項）。

認可の基準等について、銀行法等改正法には、特段の規定は設けられていない。最終的には、今後、予定される政令・府令・ガイドラインなどを待つ必要があるが、金融グループ制度WG報告では、例えば、次のような事項を勘案することとされている³⁵。

- ・グループの財務の健全性に問題がないこと
- ・銀行業務のリスクと親近性があることその他銀行本体へのリスク波及の程度が高くないと見込まれること
- ・優越的地位の濫用や利益相反による弊害のおそれがないこと

- ・当該出資が、グループが提供する金融サービスの拡大又はその機会の拡大に寄与するものであると見込まれること

また、金融グループ制度WG報告は、「出資先企業における技術・サービスが、最終的に金融分野でのサービスに結実しない場合」には、「それが明らかになった段階において、出資の解消を求めるなどの対応を行っていくことが適当」³⁶との見解を示している。この見解を踏まえれば、一度、認可を得られれば、永続的に出資を続けられるということではなく、事後的に上記の要件を満たしているかの検証を求める運用がなされる可能性もあるだろう。

（5）銀行持株会社

銀行法等改正法は、銀行持株会社についても、前記（2）～（4）と同様の改正を行うこととしている。すなわち、銀行持株会社は、前記（2）の金融関連IT企業等を子会社とすること（改正後の銀行法52条の23第1項11号の3）や、基準議決権数（15%）を超える議決権を取得・保有することが認められる（同52条の24）。ただし、金融関連IT企業等について、基準議決権数（15%）を超える議決権を取得、保有しようとするときは、原則として、**あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けることが義務付けられる**（同52条の23第6項）。

なお、金融グループ制度WG報告では、金融関連IT企業等への「具体的な出資の割合については、子会社と兄弟会社とでリスク遮断の有効性が異なること等を踏まえると、銀行持株会社による

³⁵ 金融審議会（2015a）p.13

³⁶ 金融審議会（2015a）p.13 脚注23

保有と銀行による保有とで、出資先企業の業務内容・リスク等に応じて出資割合の上限に差が生じることも考えられよう³⁷⁾としていた。

銀行法等改正法を見る限り、そもそもの基準議決権数（銀行：5%、銀行持株会社：15%）の違いを除けば、金融関連IT企業等への出資割合に差を設ける規定はないようだ。いずれにせよ、今後の内閣府令、ガイドラインなどの動向にも留意する必要があるだろう。

3. 仮想通貨を巡る資金決済法の改正

1) 仮想通貨を巡る制度整備の概要（全体像）

銀行法等改正法は、決済高度化WG報告を受けて、いわゆる「仮想通貨」に関連して資金決済法を改正する内容を盛り込んでいる。そのポイントをまとめると、次のように整理できるだろう。

- ①「仮想通貨」の定義 ⇒ 2)
- ②仮想通貨交換業に対する登録制の導入 ⇒ 3)
- ③仮想通貨交換業者に対する規制（利用者保護のためのルールの整備等）の整備 ⇒ 4)
- ④マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策 ⇒ 5)
- ⑤認定資金決済事業者協会の見直し（自主規制） ⇒ 6)

2) 「仮想通貨」の定義

(1) 資金決済法上の「仮想通貨」

「仮想通貨とは何か」を巡っては、広義のものから狭義のものまで、多様な説明がなされており、

その定義について、現時点で、必ずしも統一的なコンセンサスが確立しているとは言えないものと思われる³⁸⁾。「仮想通貨に係るサービスが、今後どのように発展していくか、現時点では必ずしも明確ではない³⁹⁾という事情も、これに影響しているのだろう。

そうした中、今回の銀行法等改正法は、資金決済法上の「仮想通貨」の定義を定めている。すなわち、資金決済法上の規制（次項3）以下参照）を適用すべき対象としての「仮想通貨」の範囲を定めているのである。具体的には、次の①または②に該当するものが、資金決済法上の「仮想通貨」とされている（改正後の資金決済法2条5項）。

- ①物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（注1）（注2）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
- ②不特定の者を相手方として①に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

（注1）電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限る。

（注2）本邦通貨及び外国通貨並びに（既存の）通貨建の資産（本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履

37) 金融審議会（2015a）p.13

38) 金融審議会（2015b）でも、明確な定義は示されていない。なお、平成27年11月25日開催 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第5回）議事録、関聡司委員発言なども参照（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kessai_wg/gijiroku/20151125.html）

39) 金融審議会（2015b）p.28

行、払戻しその他これらに準ずるものが行われることとされている資産のこと）を除く。

大ざっぱに言えば、モノやサービスの購入などに使用することができ（決済手段）、かつ、そのものの自体の売買も行うことができる（法定通貨との交換）、電子的に移転可能な電子情報としての財産的価値が、「仮想通貨」とされている（上記①および（注1））。また、そうしたものと相互に交換できる電子的に移転可能な電子情報としての財産的価値についても、「仮想通貨」ということになる（上記②）。ただし、（上記①②に該当するものでも）法定通貨等は「仮想通貨」の定義から除外されている（上記（注2））。

（2）いくつかの論点

今回の法改正の契機の一つである F A T F のガイダンスでは、「仮想通貨」を次のように定義している⁴⁰。

電子的に取引可能であり、かつ、(1) 交換手段、(2) 計量単位、又は (3) 価値の貯蔵として機能する価値の電子的な表示だが、いかなる法域においても法定通貨（すなわち、債権者に提供された場合、法的に有効な支払いの提供となる）としての地位を有さないもの

“Virtual currency is a digital representation of value that can be digitally traded and functions as (1) a medium of exchange; and/

or (2) a unit of account; and/or (3) a store of value, but does not have legal tender status (i.e., when tendered to a creditor, is a valid and legal offer of payment) in any jurisdiction.”

電子的に取引（移転）可能であること、「交換手段」としての機能を有すること、一定の「価値」（「モノ」ではなく）と認識されること、「法定通貨」ではないこと、など、前記（1）の資金決済法上の「仮想通貨」の定義と共通する点が多い。その意味で、資金決済法上の「仮想通貨」の定義は、F A T F のガイドラインを踏まえたものと思われる⁴¹。

なお、「仮想通貨」は、「ブロックチェーン」技術と一体で論じられる⁴²ことも多い。しかし、前記（1）の定義では、「仮想通貨」に該当するか否か、を判断する要素として、「ブロックチェーン」技術を用いることは掲げられていない。つまり、「ブロックチェーン」技術によらないものであっても、前記（1）の定義に当てはまれば、資金決済法上の「仮想通貨」に該当することになるものと考えられる。

3）仮想通貨交換業に対する登録制の導入

（1）「仮想通貨交換業」とは

銀行法等改正法は、F A T F のガイダンスなどを踏まえ、「仮想通貨の交換所は、法定通貨との交換を通じ、既存の金融システムとの出入口に当たることから、規制対象とする」⁴³との考え方に

40) F A T F (2015) p.26. なお、日本語訳は筆者による。

41) 第190回国会 衆議院 財務金融委員会 会議録 第16号（平成28年4月27日（水曜日））、麻生太郎財務大臣兼国務大臣（金融担当）答弁、池田唯一政府参考人（金融庁総務企画局長）答弁など参照。

42) 平成27年11月16日開催 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第4回）議事録、加納裕三参考人発言など参照。

43) 金融審議会（2015b）p.27

基づき、「仮想通貨交換業」という業態を新たに定め、これを資金決済法による規制の対象としている。なお、仮想通貨交換業は、例えば、前払式支払手段発行者（いわゆる商品券、プリペイドカード等の発行者）や資金移動業者（為替取引〈送金サービス等〉を業として営む銀行等以外の一般事業者）などの既存の業態とは、別個のものとして位置付けられている。

「仮想通貨交換業」とは、次の①～③のいずれかを業として行うことである（改正後の資金決済法2条7項）。

- ①仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
- ②上記①の行為の媒介、取次又は代理
- ③上記①②の行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

なお、これらの行為を「業として」行う場合に、「仮想通貨交換業」に該当することとなる。「業として」の意味について、例えば、金融商品取引法上の金融商品取引業の場合、『対公衆性』のある行為で反復継続して行われるもの⁴⁴「反復継続して行う意思をもって行うこと」⁴⁵といった説明がなされている。資金決済法上の「仮想通貨交換業」についても、基本的に、同様に解することが可能ではないかと思われる⁴⁶。

（2）「仮想通貨交換業」の登録制

前記（1）の「仮想通貨交換業」は、内閣総理大臣の登録を受けた者（仮想通貨交換業者）でなければ、行うことは許されない（登録制、改正後の資金決済法63条の2）。無登録で「仮想通貨交換業」を行った者や、不正の手段により登録を受けた者に対しては、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされている（同107条2、5号）。

こうした登録制を導入することによって、監督当局が、「仮想通貨交換業」に不適格な業者が参入することを防止し（登録拒否）、参入した業者が不適格な行為を行った場合には「退出」を命じる（登録取消し）ことなどが可能になるものと考えられる⁴⁷。

その一方、いわゆる新規参入に対する規制として、「一般に、免許制が登録制よりも規制が厳格であり、許可制や認可制は両者の中間形態である」⁴⁸と解されている。すなわち、登録制は、免許制や認可制と比較して、参入のための要件の定め方が具体的であり、一定の登録拒否要件（後述（3））に該当する場合を除き、監督当局は、原則として、登録を受け入れなければならないなど、監督当局の裁量が小さい仕組みと言われている⁴⁹。

その意味で、登録制の採用は、「仮想通貨交換業」に対する監督・規制の必要性と、新規参入を通じたイノベーションの促進のバランスへの配慮を意図したものと考えられるだろう。

44) 松尾（2011）p.293

45) 近藤・吉原・黒沼（2013）p.395

46) 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でも、委員から「仮想通貨事業者への利用者保護、テロ対策の観点としては、金融商品取引業者と同様の規制を援用すればよいのではないか」といった指摘がなされている。平成27年11月25日開催 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第5回）議事録、戸村肇委員発言。

47) 松尾（2011）p.321 など参照

48) 松尾（2011）p.320

49) 松尾（2011）p.321 など参照

(3) 登録手続、登録拒否要件など

「仮想通貨交換業」の登録を受けようとする者は、内閣総理大臣に、商号・住所、資本金の額、取り扱う仮想通貨の名称、業務の内容・方法、他に事項を行っているときはその事項の種類などの事項を記載した登録申請書(及び一定の添付書類)を提出しなければならない(改正後の資金決済法63条の3)。

監督当局は、提出された登録申請書(及び添付書類)などに基づいて審査を行い、次の(a)または(b)に該当した場合には、登録を拒否しなければならないとされている(改正後の資金決済法63条の5)。

(a) 登録拒否要件(後述)のいずれかに該当するとき

図表1 仮想通貨登録業の登録拒否要件

①株式会社又は外国仮想通貨交換業者(注1)のいずれにも該当しないもの
②外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者(注2)のない法人
③仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基盤を有しない法人
④仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人
⑤仮想通貨に関する資金決済法の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人
⑥他の仮想通貨交換業者が現に用いている商号・名称と同一の商号・名称、又は他の仮想通貨交換業者と誤認されるおそれのある商号・名称を用いようとする法人
⑦資金決済法に基づく仮想通貨交換業の登録を取り消され、又は資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(注3)を取り消され、その取消日から5年を経過しない法人
⑧資金決済法、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(以下、出資法)、これらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(注4)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない法人
⑨他に行う事業が公益に反すると認められる法人
⑩取締役等(注5)のうち次のイ～ホの欠格要件のいずれかに該当する者のある法人
イ 成年被後見人・被保佐人、外国の法令上これらに相当する者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、外国の法令上これらに相当する者
ハ 禁固以上の刑(注4)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ 資金決済法、出資法、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」、これらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(注4)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ホ 仮想通貨交換業者が資金決済法に基づく仮想通貨交換業の登録を取り消された場合、又は法人が資金決済法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(注3)を取り消された場合において、その取消日前30日以内にその法人の取締役等であった者で、当該取消日から5年を経過しない者その他これに準ずる者として政令で定める者

(注1) 国内に営業所を有する外国会社に限る

(注2) 国内に住所を有するものに限る

(注3) 登録に類する許可その他の行政処分を含む

(注4) これに相当する外国の法令による刑を含む

(注5) 取締役・監査役・会計参与(外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者を含む)のこと

(出所) 銀行法等改正法に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

(b) 登録申請書・添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき（以下、虚偽記載等）

上記(a)の登録拒否要件としては、図表1の①～⑩が定められている（改正後の資金決済法63条の5）。つまり、①～⑩のいずれかに該当した場合、登録拒否要件に該当したものと、仮想通貨交換業の登録が拒否されることとなる。

逆に、これらの登録拒否要件のいずれにも該当せず、登録申請書・添付書類に虚偽記載等がなければ、原則として、申請者による仮想通貨交換業者としての登録は認められることとなる（改正後の資金決済法63条の4第1項）。

なお、③（財産的基盤）の登録拒否要件は、「セキュリティ対策を講じたシステムの構築など利用者保護に配慮した最低限の初期投資のため、一定程度の資本が求められるとの指摘」⁵⁰を踏まえて、仮想通貨交換業者に財務規制を課すことを想定したものと考えられる。

細目は、内閣府令に委ねられているが、決済高度化WG報告によれば、例えば、「最低資本金、最低純資産規制など」⁵¹が念頭にあるようだ。

4) 仮想通貨交換業者に対する規制（利用者保護のためのルールの整備等）の整備

(1) 仮想通貨交換業者に対する行為規制など

銀行法等改正法による資金決済法の下では、仮想通貨交換業者の行う業務などについて、次のような規制が設けられている。

- ①情報の安全管理（改正後の資金決済法63条の8）
- ②（仮想通貨交換業の一部を第三者に委託した場合）委託先に対する指導（同63条の9）
- ③利用者の保護等に関する措置（同63条の10）
 - 取り扱う仮想通貨と本邦通貨・外国通貨との誤認防止のための説明
 - 手数料その他の仮想通貨交換業に係る契約内容についての情報提供
 - など
- ④利用者の金銭・仮想通貨の分別管理、分別管理の状況についての公認会計士・監査法人の監査（同63条の11）
- ⑤指定仮想通貨交換業務紛争解決機関（注）との契約締結義務等（同63条の12）

（注）仮想通貨交換業務に関する金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）について、内閣総理大臣の指定を受けた紛争解決機関（ADR機関）のことで、仮想通貨に関する制度の整備に伴い、仮想通貨交換業務に関する金融ADR制度も導入されている（改正後の資金決済法99条～101条など）。

これらは、おおむね決済高度化WG報告の提言に沿ったものであり、国内における仮想通貨の交換所の破綻事案（前記第1章第1節）を踏まえて、「仮想通貨の売買等に伴い想定されるリスク（情報不足に起因する利用者側の損害、利用者が預託した資産の逸失、利用者情報の流出等）」⁵²に対応するものと考えられる。

なお、細目は、内閣府令に委ねられているが、

50) 金融審議会（2015b）p.30

51) 金融審議会（2015b）p.29

52) 金融審議会（2015b）p.29

決済高度化WG報告では、例えば、「④情報の安全管理」としては「システムのセキュリティ対策、個人情報の安全管理」、「③利用者の保護等に関する措置」としては（上記以外に）「金銭等の受領時における書面交付（電磁的方法によることも可とする）」や「内部管理（社内規定の策定、従業員に対する研修の実施等）」が、具体的な内容として挙げられていた⁵³。

なお、「④分別管理」に関しては、「仮想通貨については、現時点では、私法上の位置付けも明確でないため、供託・信託を行うことができないとの制約がある」⁵⁴といった問題が存在する。そのことから、決済高度化WG報告は、（供託・信託の方法による保全ではなく）「少なくとも現時点では、顧客資産との区分管理を基本」⁵⁵とする方法で分別管理を行うことを提言していた。最終的には、内閣府令の制定を待つ必要があるが、今後、この決済高度化WG報告のスタンスを踏襲して、具体的な分別管理方法が定められる予定だと思われる。

（2）仮想通貨交換業者に対する監督

仮想通貨交換業者に対する監督当局による次のような監督規定が整備される。

- 仮想通貨交換業者に対する帳簿書類の作成・保存義務（改正後の資金決済法 63 条の 13）
- 仮想通貨交換業者による事業報告書等（注）の内閣総理大臣への提出義務（同 63 条の 14）
- （監督当局による）仮想通貨交換業者に対す

る立入検査等（同 63 条の 15）

- 内閣総理大臣による仮想通貨交換業者に対する業務改善命令、業務停止命令、登録取消しなどの処分（同 63 条の 16～19）

（注）事業報告書（仮想通貨交換業に関する報告書）には、財務に関する書類、（財務に関する書類についての）公認会計士・監査法人の監査報告書などの添付が求められる。

これらは、おおむね決済高度化WG報告の提言に沿ったものとなっている。なお、銀行法等改正法により、資金決済法に併せて、金融庁設置法も改正され、金融庁の所掌事務として、「仮想通貨交換業を行う者」に対する検査その他の監督などが追加されている（改正後の金融庁設置法 4 条 1 項 3 号ケ）。

5) マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策

銀行法等改正法は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯罪収益移転防止法）を改正し、同法による規制の対象となる「特定事業者」として、新たに資金決済法上の「仮想通貨交換業者」を追加している（改正後の犯罪収益移転防止法 2 条 2 項 31 号）。その結果、仮想通貨交換業者には、例えば、次のような犯罪収益移転防止法上の規制が課されることとなる。

- ①口座開設時における本人確認等（改正後の犯罪収益移転防止法 4 条）。
- ②本人確認記録、取引記録等の作成・保存（同

⁵³ 金融審議会（2015b）p.29

⁵⁴ 金融審議会（2015b）p.29

⁵⁵ 金融審議会（2015b）p.29

6、7条)

③疑わしい取引の届出等(同8条)

④上記①～③の措置を的確に行うための体制整備(同10条)

これらは、FATFのガイダンス(前記第1章第1節)や、それを踏まえた決済高度化WG報告に沿った内容となっている。

6) 自主規制

銀行法等改正法は、仮想通貨交換業者の法令に基づく自主規制団体を設立する観点から、資金決済法の規定を見直している。すなわち、資金決済法上の自主規制団体である認定資金決済事業者協会の範囲として、これまでの「前払式支払手段発行者」「資金移動業者」に加え、新たに「仮想通貨交換業者」が設立した一般社団法人も加えることとしている(改正後の資金決済法87条など)。これは、決済高度化WG報告の次の提言を受けたものと考えられる。

イノベーションの急速な進展等を展望すると、仮想通貨の交換所が提供するサービスの形態も急速に進化していくことが考えられる。利用者保護の観点からの規制を導入する場合、基本的には、法令により規制を設けるとしても、法令による規制に業界の自主規制を適切に組み合わせることにより、機動的な対応を行うこと等が重要であると考えられる。こうした観点から、仮想通貨の交換所について、法令に基づく自主規制団体を設立することを可能とする……以下、略……

(出所) 決済高度化WG報告 p.30

なお、「仮想通貨交換業」に関する認定資金決済事業者協会(自主規制団体)の業務としては、法令遵守・利用者保護のために会員に対する指導・勧告等、規則の制定、会員の法令・規則遵守状況の調査・利用者からの苦情の処理などが規定されている(改正後の資金決済法88条など)。これらは、これまでの「前払式支払手段発行者」や「資金移動業者」に関する認定資金決済事業者協会(自主規制団体)の業務と、法律の文言上、大きな違いはないようだ(改正前の資金決済法88条など)。

4. 施行日など

銀行法等改正法の主要部分は、公布日(2016年6月3日)から起算して1年を超えない範囲の政令指定日から施行される(銀行法等改正法附則1条)。

なお、仮想通貨交換業に関する経過措置として、例えば、次の取り扱いが定められている(銀行法等改正法附則8条)。

- ◇施行の際、現に仮想通貨交換業を行っている者は、施行日から起算して6か月間(注1)(注2)は、仮想通貨交換業を行うことができる。
- ◇上記により仮想通貨交換業を行うことができる場合は、その者を(改正後の資金決済法に基づく)仮想通貨交換業者とみなして、改正後の資金決済法に基づく規定を適用する。

(注1) その期間内に(改正後の資金決済法に基づく)登録の拒否又は業務の全部廃止命令があった場合は、その日まで。

(注2) その期間内に(改正後の資金決済法に基づく)登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分

があるまでの期間。

銀行法等改正法に関連して、衆議院財務金融委員会および参議院財政金融委員会において、次の事項について、政府に対して配慮を求める附帯決議が行われている。

【衆議院財務金融委員会（平成 28 年 4 月 27 日）】

一 近年における仮想通貨交換業者に関する破綻事例の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

（出所）衆議院財務金融委員会「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 28 年 4 月 27 日）。下記の衆議院ウェブサイト（財務金融委員会の会議録議事情報第 190 回第 16 号）。http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009519020160427016.htm

【参議院財政金融委員会（平成 28 年 5 月 24 日）】

一 平成二十八年熊本地震の被災地において、今後の復旧・復興や被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に対して、民間金融機関による迅速かつ弾力的な対応を可能とするため、各種の金融上の措置を通じた特段の配慮を払うこと。

一 金融と情報通信技術を融合させるいわゆるフィンテックが急速に進展し、金融サービス業の今後の在り方に大きな影響を及ぼすことが見込まれる中で、我が国金融サー

ビス業におけるイノベーションの促進に向けた取組を支援する観点から、情報通信技術等に精通した人材の内部育成を図るとともに、外部の有識者の積極的な採用及び活用等を通じて専門性の高い人材の確保を図るなど、金融行政当局の体制強化を進めること。

一 日本銀行によるマイナス金利の導入等を背景に金融機関の経営環境が厳しさを増す中、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、地域経済や地場の産業・企業の発展に貢献するという役割を十全に発揮できるよう、担保・保証に必要以上に依存せず、事業性評価に基づく融資を促進するなど、地域密着型金融への取組を更に推進すること。

一 本法に基づく制度の運用に当たっては、金融システムの健全性を維持し、金融仲介機能が適切に発揮されるように配慮しつつ、金融機関等に対する検査及び監督の充実を図ること。

その際、中小・地域金融機関等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

（出所）参議院財政金融委員会「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 28 年 5 月 24 日）。下記の参議院ウェブサイト。http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f067_052401.pdf

これらのうち、FinTech 分野について直接的な

言及があるのは、衆議院財務金融委員会の附帯決議と参議院財政金融委員会の附帯決議の2項目である。前者は、仮想通貨「取引所」の破綻事例を踏まえた「利用者保護」、後者は「金融サービス業におけるイノベーションの促進」と、着目する点は異なるが、いずれも技術革新を含めた新しい動きに適切に対応できるよう、人材の確保・育成など金融行政当局の体制の強化を求める内容だといえるだろう。

3章 今後の課題・論点

1. 議論は続く

今回の銀行法等改正法が、FinTechを巡る制度整備の重要な一歩となることは事実であろう。しかし、これで必要な制度が全て整うわけではない。むしろ、FinTechに関連した規制上の取り組みを巡る議論は、これから本格化すると考えるべきかもしれない。

例えば、2016年4月、麻生財務大臣兼国務大臣（金融担当）は、今後の金融審議会における検討課題について、いわゆるHFTやフィデューシャリー・デューティーなどの問題と並んで、「ブロックチェーン技術など最近のFinTechの進展への対応」を掲げている⁵⁶。また、同月、金融庁は、新たに「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」を設置している。これは、「FinTechベンチャー企業の創出を図っていくためには、技術の担い手（研究者、技術者等）とビジネスの担い手（企業、資金供給者、法律・会計実務家等）など、幅広い分野の人材が集積し、これらの連携の中で、FinTechベンチャー企業の登場・成長が進

んでいく環境（エコシステム）を整備していくことが重要」⁵⁷との立場から、「FinTechエコシステム」の実現に向けた方策などを議論する場と位置付けられている。

2. FinTechに関連した規制について残された論点と問題提起（私見）

1) 仮想通貨を巡る取引（同種の取引とのイコールフットイング）

仮想通貨を巡る制度整備としては、銀行法等改正法に基づく資金決済法の改正を通じて、「仮想通貨交換業」を巡る制度は整備された。ただし、これによって整備されるのは、あくまでもマネー・ローンダリング、テロ資金供与対策の国際的な要請や、国内における仮想通貨の交換所の破綻事案を受けて、迅速な対応が要求される案件が中心である。言い換えれば、今回の法律改正で、仮想通貨を巡る制度が全て整うわけではない。

特に、仮想通貨を巡る取引と、それと同種の取引との間の整合性については、なお多くの課題が残っているように思われる。以下では、その幾つかについて、筆者の私見を述べさせていただく。

(1) 仮想通貨交換業者と金融商品販売法

金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）は、金融商品の販売等を業として行う者（金融商品販売業者等）に対して、顧客への重要事項の説明を義務付けている（金融商品販売法3条）。これに違反した金融商品販売業者等は、顧客に対する損害賠償責任が課されることになる（同5条など）。言うまでもなく、これは金融商品の販売等における顧客（消費者）保護のための規制であ

⁵⁶ 金融庁ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20160408-5.html>）

⁵⁷ 金融庁ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20160427-1.html>）

る。

これに対して、今回の銀行法等改正法によって新たに導入される仮想通貨交換業者について、これが金融商品販売業者等に該当するという明文の規定は、現時点では存在しないものと考えられる。

確かに、仮想通貨を「金融商品」と位置付けるべきか否かについては、議論があるかもしれない。しかし、仮想通貨に関しては、通貨に類似し、かつ、その価格変動に着目した投資ないし投機目的での売買も多いとの指摘もある⁵⁸。こうした指摘を踏まえれば、利用者保護の観点からは、仮想通貨を「金融商品」に類似するものと位置付け、仮想通貨交換業者に、金融商品販売法に基づく規制またはこれと同等の規制を課すことも、今後、検討する余地があるように思われる⁵⁹。

(2) 仮想通貨を原資産・原指標とするデリバティブ取引と金融商品取引法

金融商品取引法およびその関連法令の下では、いわゆる店頭 F X 取引について、不招請勧誘の禁止規制が課されている（金融商品取引法 38 条 4 号、金融商品取引法施行令 16 条の 4）。また、個人顧客を相手方とする F X 取引については、想定元本の 4% 以上の証拠金の預託を求める（レバレッジは最大 25 倍以内）証拠金規制が課されている（金融商品取引業等に関する内閣府令 117 条 1 項 27、28 号、7、8 項など）。これは、F X 取引の投資者保護や、金融商品取引業者の健全性の観点から設けられた規制であると考えられる。

これに対して、仮想通貨を原資産・原指標とするデリバティブ取引は、現時点では、そもそも金融商品取引法の規制対象となっていない。

前述のように、仮想通貨に関しては、その価格変動に着目した投資ないし投機目的での売買も多いとの指摘もある。投資者保護、業者の健全性確保の観点からは、今後、取引実態などを踏まえながら、金融商品取引法に基づく規制またはこれと同等の規制を課すべきかについて、検討の余地があるものと思われる⁶⁰。

(3) 仮想通貨の消費貸借と貸金業法、利息制限法

利息制限法は、金銭を目的とする消費貸借における利息の契約について、元本の額に応じて上限を定めている（利息制限法 1 条）。また、貸金業法は、貸金業者に対して、利息制限法に規定する金額を超える利息の契約を締結することを禁止している（貸金業法 12 条の 8）。

これに対して、仮想通貨の消費貸借については、仮想通貨は『モノ』であって『金銭』に該当しないという立場に立つ以上、利息制限法や貸金業法の適用対象にはならないと解さざるを得ない。

これも、今後の利用状況次第ではあるが、仮想通貨の消費貸借にも、利息制限法、貸金業法またはこれらと同等の規制を課すべきかについて、検討の余地があるものと思われる。

(4) 仮想通貨の売買等と消費税

消費税法上、外国為替及び外国貿易法に規定す

58) 平成 27 年 11 月 16 日開催 金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第 4 回）議事録、沖田貴史委員発言、加納裕三参考人発言、廣末紀之参考人発言など参照。

59) 岡田・高橋・山崎（2015）pp.141-142 参照

60) 第 190 回国会 衆議院 財務金融委員会 会議録 第 16 号（平成 28 年 4 月 27 日（水曜日））、麻生太郎財務大臣兼国務大臣（金融担当）答弁など参照。

る「支払手段」の譲渡は、一定のものを除き、消費税を課さないものと規定されている（消費税法6条1項、別表第一）。

これに対して、仮想通貨は「支払手段」に該当せず、その売買等は消費税の課税対象となると解されている⁶¹。

こうした消費税の取り扱いが、わが国における仮想通貨の活用を阻害しているとの指摘もあり、今後、検討の対象となる可能性もあるだろう⁶²。

上記（1）～（4）のほかにも、仮想通貨の取り扱いについて、次のような指摘がある。

◇破産手続、会社更生手続、民事再生手続において、仮想通貨に対する保全処分等はどうあるべきか？⁶³

◇民事執行手続において、仮想通貨に対する強制執行はどうあるべきか？

◇仮想通貨の供託、信託はどうあるべきか？⁶⁴

2) AIの活用（AIとヒト）

（1）AIの「判断」とヒトの「責任」

AI（人工知能）技術の進展に伴い、金融分野でも、ロボ・アドバイザーなどAIの活用の可能性が論じられている。一部では、既に実用化されているとの指摘もある。

今日のAI技術の下では、単に、ヒトがあらか

じめ組み込んだプログラムやアルゴリズムに従って処理するのではなく、ディープラーニングと呼ばれる技術によって、AIが自ら学習・認識・判断できるようになったとされている。こうしたAIが自ら下した「判断」については、どうしてそのような「判断」に至ったのか、そもそも「判断」は適切なのか、AIの利用者（例えば、金融機関）はもちろん、開発者（例えば、IT企業、開発担当者）でも説明がつかないことがあると指摘されている。

そうした中で、AIが下した「判断」が原因となって、例えば、金融商品取引法上の適合性原則上、あるいは、運用会社における受託者責任上、重大な問題が発生した場合、その「責任」は誰が負うべきなのか、という問題が考えられる⁶⁵。言い換えれば、ヒトは、自分が理解できないAIの「判断」について、どのような「責任」を負うかという問題である。

（2）AIと主観的要件

現行の規制の中には、行為者がヒトであることを明示または黙示の前提として、その行為者の「目的」や「認識」などを要件（いわゆる主観的要件）として定めている場合がある。

金融商品取引法を例に挙げれば、いわゆる相場操縦行為の禁止は、「他人に誤解を生じさせる目的」や「取引を誘引する目的」を行為者が有して

61) 第190回国会 衆議院 財務金融委員会 会議録 第16号（平成28年4月27日（水曜日））、麻生太郎財務大臣兼国務大臣（金融担当）答弁など参照。

62) 第190回 参議院 財政金融委員会 会議録 第14号（平成28年5月24日（火曜日））、大久保勉参議院議員質問、麻生太郎財務大臣兼国務大臣（金融担当）答弁など参照。

63) 岡田・高橋・山崎（2015）pp.218-219。同書は、「命令の効力を実際に分散型仮想通貨の仕組みに反映させることは、現実的には困難」としている。

64) 金融庁（2015b）p.29。同報告は、現時点では、「供託・信託を行うことができない」としている。

65) 第190回 参議院 財政金融委員会 会議録 第14号（平成28年5月24日（火曜日））、大久保勉参議院議員質問など参照。

いることを規制の要件としている（金融商品取引法 159 条 1、2 項）。また、インサイダー取引規制の場合、特定の事実を行為者が認識していること（「重要事実（……）を当該各号により知ったもの」）を規制の要件としている（同 166 条）。

それでは、行為者がヒトではなく、AI である場合、こうした規制はどのように扱われるべきだろうか。もちろん、ヒトが、AI が不正行為を学ぶように「教育」したのであれば、その者の責任を問えばよいということになるだろう。しかし、AI が自ら学習して、不正行為を「会得」したような場合⁶⁶、誰にどのような責任が発生するのか、が問題となる。

また、仮に将来、市場参加者の大半が AI となった場合、AI が（ヒトの関与なしに）他の AI の判断を誤らせ、自らまたは第三者の利益を図ることも考えられる。こうした AI 同士の行為を、ヒト同士の詐欺的行為と同視できるのか、ということも論点になり得るだろう。

（3）試論

これらの点について、現時点における筆者の私見を述べさせていただく。

一般論としては、前者（AI の「判断」とヒトの「責任」）については、ある程度、（そもそも問題を起こさせないという事前予防的規制から）問



⁶⁶ 例えば、AI がディープラーニングを通じて、コンピューター・ゲームの「技」を自ら「会得」したとの指摘もある。平成 28 年 6 月 14 日開催 金融庁「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」（第 2 回）資料 1 「人工知能の動向と金融との関係」（松尾豊）p.8 (http://www.fsa.go.jp/singi/fintech_venture/siryoyu/20160614.html)

題を起こしたA Iの利用者・開発者に対する結果責任に軸足を置いた規制に移行せざるを得ないだろう。また、後者（A Iと主観的要件）については、ある程度、規制の要件を、行為者の主観から、客観的事実に基づくものへと移行せざるを得ないだろう。

もっとも、これまで事前予防的規制や主観的要件に基づく規制が設けられてきた経緯を振り返れば、結果責任や客観的要件に基づく規制を整備することが容易ではないことは、明らかだろう。

また、受託者責任の問題に関しては、説明できないA Iの「判断」を提供したアセット・マネージャー（運用会社）の責任と、説明できないA Iの「判断」に運用を委託したアセット・オーナー（年金基金など）の責任を、どのように整理すべきかは、単純に解決できるものではないだろう。

加えて、エンフォースメントのあり方についても、検討する必要がある。例えば、問題を起こした当該A Iの利用を禁止・停止するといった「業務停止命令」に相当するドラスティックな対応は想定できるだろう⁶⁷。しかし、それ以外に、有効なエンフォースメントがあり得るか、疑問がある⁶⁸。

3)業務のアンバンドリングなど(「仲介業者」とは何か?)

(1)「仲介業者」の分解と再構築の意味すること

FinTech がもたらす金融業への重要な影響の一つとして、いわゆる業務のアンバンドリング化が

挙げられることが多い⁶⁹。仮に、アンバンドリング化が大きく進行すれば、「仲介業者」による仲介機能が細分化され、多数の主体が分割してこれを担うことになることが予想される。

一般に、金融・資本市場において、円滑な取引を行う上で「仲介業者」は不可欠な存在であると認識されている。その一方、「仲介業者」の活動を自由放任のまま放置すれば、その立場を悪用して、顧客に損害を及ぼしたり、市場メカニズムや金融システムを崩壊に導いたりする危険性を潜在的に持つ存在でもあると認識されている。

そうした認識の下で、「仲介業者」を当局から資格を得た一定の者に限定し、各種の行為規制や財務規制などに服させるという規制手法が広く採用されている。

他方、「仲介業者」のサービスの「利用者(顧客)」は、そうした「仲介業者」による不適切な行為から保護されるべき存在として、一般に、認識されている。そのため、各種の制度上のセーフティネットが整備され、それらを通じた「保護」の対象となっていることが多い。

仮に、アンバンドリング化が大きく進行し、「仲介業者」による仲介機能が細分化され、多数の主体が分割してこれを担うことになった場合、これまでの「仲介業者」という一つの主体に対して、業務を行う資格を認める代わりに、決められた規制に服させるという枠組み自体が機能しなくなることも考えられる。この場合、(単独の主体ではなく)複数の主体によって構成される集団を、あ

67) 当該A Iを緊急停止させる機能が設定されていることが前提である。それでも、緊急停止が、うまく機能しなかった場合にどうなるか、という課題は残ることとなる。

68) 理念的には、「業務改善命令」としてA Iの「再教育」を命じる余地はあるかもしれない。しかし、これが現実的にエンフォースメントとして機能するかは疑問が残る。

69) 金融審議会(2015b) p.3。なお、同報告書は、アンバンドリングを「一般的には、複数の要素や機能が束ねられることによって構成されている商品やサービスを個々の要素や機能に分解すること」と定義している。

たかも一つの「仲介業者」であるとみなして、同等の規制を課す必要が生じるものと思われる。しかし、細分化が大幅に進み、かつ、集団を構成する主体の可変性が高い場合、どの主体からどの主体までが一つの集団を構成するのかを判断することは、容易なことではないだろう。

(2) 「仲介業者」の分解の行き着く先にある世界 ～いわゆる分散化・フラット化について

「仲介業者」の業務のアンバンドリング化がさらに進展し、これが極端なところまでに行き着いた場合、特定の中核的存在（管理者等）がない、いわゆる分散化・フラット化と呼ばれる状況に至ることも考えられる。ブロックチェーン型の仮想通貨は、一つのモデル・ケースだと指摘されることが多い。

こうした状況の下では、現在の規制が前提としている、規制されるべき「仲介業者」と保護されるべき「利用者（顧客）」という構図自体がもはや、成り立たなくなるものと考えられる⁷⁰。

他方、「仲介業者」と「利用者（顧客）」との境界が曖昧になったとしても、財産基盤・設備・情報などの点で、相対的に優位に立ち、反復継続して取引を行う「ヘビーユーザー」と、相対的に劣位な「一般参加者」という差異がなくなるわけではない。つまり、相対的に優位に立つ「ヘビーユーザー」の行為によって、相対的に劣位な「一般参加者」に不測の損害が生じるリスクが消滅するわけではない。

同様に、分散化・フラット化によって、市場メカニズムや金融システムに重大な危機が生じるリスクも消滅するわけではない。確かに、分散化・フラット化した世界においては、大規模「仲介業者」の暴走によって金融システムが危機に陥るといった事態はなくなるかもしれない。しかし、マスとしての参加者が、一斉にパニックを起こすことで金融システム危機が生じるリスクがなくなるわけではない。集団的なパニック状態が生じた場合、中核的存在（管理者等）がない中では、これを沈静化させる手段は限られてくるように、筆者には思われる。

4) サービスの多様化（個別と全体）

FinTechの進展は、多様な金融サービスが柔軟に提供されることを通じて、利用者利便の向上につながるのと指摘がある⁷¹。確かに、技術革新を通じて、これまで採算性等の観点から提供が難しかったサービスが提供されるようになれば、利用者の選択の幅が拡大することになるだろう。その結果、「安全性」「利便性」「費用」「時間」「金額の多寡」などの要素を比較しながら、自らにとって最適のサービスを選択できるという点で、利用者利便の向上につながることを期待されるだろう。

ただ、個々の利用者にとって合理的な選択が、必ずしも社会全体にとっても合理的な結果を生むとは限らない。例えば、「少額」の取引であれば、多少の「安全性」を犠牲にしても、「費用」の低いサービスを選択することは、個々の利用者

70) 保木（2016）p.17 は、ブロックチェーン型の仮想通貨の普及によって銀行口座がなくても大半の金融経済活動が可能となれば「銀行業務を免許制とする根拠を失わせ、銀行が、金融システムを安定させるために設けられた自己資本規制等の健全性規制に服する必要性を減じる」と指摘する。

71) 金融庁（2015）p.27 など

としては合理的な選択といえるだろう。しかし、一件の金額は「少額」であっても、適切に処理されない取引が積み上がっていけば、結果的に、社会的コストが増大することにもなりかねない。

同様の問題は、いわゆるシステミック・リスクについても指摘できる。確かに、多様な金融サービスが柔軟に提供されることにより、資金の流れが多様化すれば、リスクが1カ所に集中することを防止する効果が期待できるだろう。しかし、提供されるサービスが多様化することは、前記3)のアンバンドリングを通じた提供主体の多様化とも相まって、(取引面・資本面だけではなく、技術面も含めて)相互関連性・相互依存性の複雑さを増大させる可能性も否定できない。その結果、一個一個の規模は小さいが、相互に関連・依存するサービスが次々に破綻し、最終的にシステミック・リスクに至るといった事態が起こらないとはい切れない。

ただでさえ、いわゆる FinTech 企業が、従来の金融業界にとどまらない、多様な IT 企業（ベンチャーを含む）からの参入が想定されることを踏まえれば、個別企業レベルでのリスクの把握についても、規制当局には、従来の枠組みを超えたモニタリングのスキルが要求されるものと考えられる⁷²⁾。それに加えて、(個別企業レベルにとどまらず)相互の関連・依存関係を読み解き、金融システム全体への影響の観点からも、リスクを適切にモニタリングできるスキルも求められることになろう。

3. むすびに代えて ~技術革新と規制のあり方~

現在の FinTech の普及状況・利用状況⁷³⁾を踏まえれば、本章で取り上げた論点が、直ちに問題として表面化することは考えにくいかもしれない。また、FinTech が今後、どのように変化するかによっても、求められる対応が異なってくるかもしれない。

しかし、金融・IT の技術革新の速度に遅れないためにも、これらの論点とその対応について、フォワード・ルッキングの観点から、状況の変化も踏まえつつ、検討することは重要であると思われる。

例えば、近年、規制当局においても、積極的に IT を活用することなどを通じて、規制の実効性と効率性を高めていこうという、RegTech という考え方が提唱されている⁷⁴⁾。確かに、その基本的な考え方は、妥当だと考えられる。しかし、RegTech によって、技術革新に伴う規制上の全ての問題が解決すると考えるのは早計だろう。

例えば、規制する側と規制される側の双方が AI 技術を駆使した場合、公正なエンフォースメントが実施されるためには、規制する側の AI が、規制される側の AI に「出し抜かれない」だけの水準を常に維持する必要があると考えられる。急速に進む技術革新の中で、規制当局側の RegTech の水準が十分であることをどのようにして検証するのか、必要な RegTech の水準を常時保ち続けることは可能なのか、そのためのコストはどのよ

72) 第 190 回 参議院 財政金融委員会 会議録 第 14 号(平成 28 年 5 月 24 日(火曜日))、大久保勉参議院議員質問、遠藤俊英政府参考人(金融庁監督局長)答弁など参照。

73) 例えば、仮想通貨について、金融審議会(2015b) p.26、2016 年 5 月 2 日付日本経済新聞など参照。

74) F C A (2015a) など

うになるのか、など検討すべき課題は多いものと思われる。

少なくとも、規制の目的・趣旨・精神を実現するための手段として RegTech を活用するのであって、RegTech の活用自体が自己目的化することがあってはならないと、筆者は考えている。

同様のことは、いわゆる“Regulatory Sandbox”についてもいえる。Regulatory Sandbox とは、一般に、通常であれば課される規制の影響を受けることなく、イノベーション（商品、サービス、ビジネス・モデルなど）の実験を行うことができる「安全地帯（safe space）」のことと説明されている⁷⁵。

確かに、新しい技術が、金融・資本市場という「公道」を安全に走行するための実験を行い、その実験データを蓄積することは、FinTech 企業のみならず、規制当局にとっても有益であろう。しかし、例えば、実際に「公道」を使った実験を認めるのか、認める場合には、その要件や、「公道」実験中に新しい技術が暴走した場合の対処など、なお検討すべき課題は多いものと思われる⁷⁶。

仮に、わが国で導入するのであれば、関係者は、これが、あくまでも新しい技術を、規制の目的・趣旨・精神に沿ったものとするための実験であることを認識すべきであろう。新しい技術の実用化を急ぐあまり、規制の目的・趣旨・精神を歪めるような実験とすることは、決してあってはならない。

以上のことも踏まえて、筆者は、基本的な考え方として、技術革新が進もうとも「変えてはならない」ものと、技術革新に応じて「変わるべき」

ものに整理して、規制のあり方を議論・検討する必要があると考えている。

「変えてはならない」ものとは、すなわち、規制の目的・趣旨・精神にかかわる部分である。金融商品取引法でいえば、「投資者保護」「公正・円滑な金融商品等の売買・取引」「市場における公正な価格形成」といった、時代を超えて普遍的な価値そのものである。

他方、「変わるべき」ものとは、こうした規制の目的・趣旨・精神を実現するための、具体的な手段・方法・手続きにかかわる部分である。普遍的な価値を守るためにも、それを実現する手段・方法・手続きは、常に変わり続けることが期待される。

75) F C A (2015b) p.2

76) F C A (2015b) pp.7-11 など参照

【参考文献】

- ・岡田仁志・高橋郁夫・山崎重一郎 (2015)『仮想通貨技術・法律・制度』(2015年、東洋経済新報社)
- ・木下信行『解説 改正銀行法』(1999年、日本経済新聞社)
- ・近藤光男・吉原和志・黒沼悦郎 (2013)『金融商品取引法入門 [第3版]』(2013年、商事法務)
- ・保木健次 (2016)「FinTechがもたらす金融ビジネスの構造的転換」(『フィナンシャル・レギュレーション』(2016 summer Vol. 7) pp.13-17)
- ・松尾直彦 (2011)『金融商品取引法』(2011年、商事法務)
- ・金融審議会 (2013)「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ報告書」(平成25年12月25日)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20131225-1.html
- ・金融審議会 (2015a)「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～」(平成27年12月22日)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-1.html
- ・金融審議会 (2015b)「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」(平成27年12月22日)
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2.html
- ・金融庁 (2015)「平成27事務年度 金融行政方針」(平成27年9月)
<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1/01.pdf>
- ・金融庁 (2016)「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」(平成28年3月)
<http://www.fsa.go.jp/common/diet/190/01/setsumeipdf>
- ・経済産業省 (2015)「産業・金融・IT融合に関する研究会 (FinTech 研究会) について」(平成27年10月)
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/fintech/pdf/001_02_00.pdf
- ・経済産業省 (2016a)「産業・金融・IT融合に関する研究会 (FinTech 研究会) 発言集」(平成28年3月)
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/fintech/pdf/001_hatsugen.pdf
- ・経済産業省 (2016b)「産業・金融・IT融合 (FinTech) に関する参考データ集」(平成28年4月)
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/fintech/pdf/sanko_data.pdf
- ・日本銀行金融機構局金融高度化センター (2015)「ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ報告書」(2015年10月)
https://www.boj.or.jp/announcements/release_2015/data/rel151021a.pdf
- ・「日本再興戦略2016 —第4次産業革命に向けて—」
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c21
- ・Bank of England (BOE) (2014) “The economics of digital currencies” Quarterly Bulletin 2014 Q3
<http://www.bankofengland.co.uk/publications/Documents/quarterlybulletin/2014/qb14q3digitalcurrenciesbitcoin2.pdf>
- ・FATF (The Financial Action Task Force) (2015) “GUIDANCE FOR A RISK-BASED APPROACH VIRTUAL CURRENCIES” June 2015
<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/Guidance-RBA-Virtual-Currencies.pdf>
- ・FCA (U.K. Financial Conduct Authority) (2015a) “Call for Input: Supporting the development and adoption of RegTech” November 2015
<https://www.fca.org.uk/news/call-for-input-regtech>
- ・FCA (2015b) “Regulatory sandbox” November 2015
<http://www.fca.org.uk/news/regulatory-sandbox>
- ・SEC (U.S. Securities and Exchange Commission) (2015) “Surfing the Wave : Technology, Innovation, and Competition – Remarks at Harvard Law School’s Fidelity Guest Lecture Series” Commissioner Kare M. Stein, Nov. 9, 2015
- ・UKTI (UK Trade and Investment) (2014) “FinTech: The UK’s unique environment for growth” 6 August 2014
<https://www.gov.uk/government/publications/fintech-financial-technology-the-uks-unique-environment-for-growth>

[著者] _____

横山 淳 (よこやま じゅん)



金融調査部
主任研究員
担当は、金融商品取引法、会社法、
取引所規則、金融制度